別紙様式第十六

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

 報告年月日：

 報　告　者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名

職業又は業種

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　相手方　相手方 １取引の　 １取引の | ⑴　氏名又は名称 |  |
| ⑵　住所又は所在地 |  |
| ２　投資先の概要 | ⑴　名称及び所在地（該当分に○） |  イ　上記１に同じ　ロ　その他（具体的に記入すること。） |
| ⑵　資本金（取得後） |  |
| ⑶　事業内容 |  |
| ３　取得の時期等 | ⑴　取得する証券 | 取得の対価 |  |
| 種　　　　　 類（該当分に○） |  イ　株式・出資の持分 | ・設立・増資・発行済 |
|  ロ　社債（普通・転換） |
|  ハ　その他（具体的に記入すること。） |
| ⑵　取得年月日 |  |
| ⑶　支払年月日 |  |
| ４　その他の事項 |  |

（記入要領）

　１　西暦により記入すること。

　２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

　３　「１　取引の相手方」欄中「⑵　住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。

　４　「２　投資先の概要」欄中「⑴　名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「⑵　資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「⑶　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。

　５　「３　取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。

６　「３　取得の時期等」欄中「⑵　取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。

７　「４　その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10％以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。

　８　一括して報告をする場合は、２通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

 (日本産業規格Ａ４)

**別紙様式第十六**

根拠法規：外国為替の取引等の

**記入例1**

報告に関する省令

主務官庁：

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

 報告年月日：　　　　**○年　○月　○日**

**増資の場合：**

ｱﾒﾘｶのABC Food America, Inc.に対し、US$ 22,500,000-の増資資金の支払を行い、同社発行株式を取得した場合

 報　告　者：

氏名又は名称及び　　**株式会社　外為食品**

代表者の氏名　　**代表取締役社長　甲野　太郎**

　　**東京都中央区日本橋1-1-1**

職業又は業種　　**食品製造・販売**

責任者の氏名　　**経理部長　乙川　次郎**

担当者の氏名（電話番号）　**丙山三郎　03-1234-5678**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　相手方　相手方 １取引の　 １取引の | ⑴　氏名又は名称 | **ABC　Food　America,　Inc.**所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差し支えない。 |
| ⑵　住所又は所在地 | 　**U.S.A.** |
| ２　投資先の概要 | ⑴　名称及び所在地（該当分に○） |  イ　上記１に同じ　ロ　その他（具体的に記入すること。） |
| ⑵　資本金（取得後） | **US$ 112,000,000-**原通貨（投資先が現地で資本金として登録している通貨）で記入。 |
| ⑶　事業内容 | 食品加工業・取得通貨と送金通貨が相違する場合、取得通貨で記入。・時価が10億円相当額未満の場合は報告不要。――報告書の提出要否判定の際に、外貨建ての取得価格を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」（取得日の適用レート）を用いること。事前届出業種でないこと。本報告書の記入の手引８．（１）参照。 |
| ３　取得の時期等 | ⑴　取得する証券 | 取得の対価 | **US$ 22,500,000-** |
| 種　　　　　 類（該当分に○） |  イ　株式・出資の持分 | ・設立・増資・発行済 |
|  ロ　社債（普通・転換）支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。 |
|  ハ　その他（具体的に記入すること。） |
| ⑵　取得年月日 | **○年○月○日**分割送金の場合の記入例：「○年○月○日から○年○月○日まで」 もしくは「○年○月○日、○年○月○日」 |
| ⑶　支払年月日 | **○年○月○日** |
| ４　その他の事項 | （再投資先）①名称：DEF Corp.　　②所在国又は地域：米国　　　　　　③出資比率：10％以上　④事業内容：食品の輸出入本報告書下部の記入要領７および本報告書の記入の手引７．（７）参照。 |

（記入要領）

　１　西暦により記入すること。

　２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

　３　「１　取引の相手方」欄中「⑵　住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。

　４　「２　投資先の概要」欄中「⑴　名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「⑵　資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「⑶　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。

　５　「３　取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。

６　「３　取得の時期等」欄中「⑵　取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。

７　「４　その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10％以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。

　８　一括して報告をする場合は、２通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

 (日本産業規格Ａ４)

別紙様式第十六

根拠法規：外国為替の取引等の

**記入例2**

報告に関する省令

主務官庁：

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

 報告年月日：　　　**○年○月○日**

**発行済株式の譲り受けの場合：**

ｱﾒﾘｶのABC Food Inc.の株式を、ｲｷﾞﾘｽのXYZ International UK Ltd.から￡11,500,000-で譲り受ける契約を締結し、同株式を取得（譲受）した場合。

 報　告　者：

氏名又は名称及び **株式会社　外為食品**

代表者の氏名　　**代表取締役社長　甲野　太郎**

　　**東京都中央区日本橋1-1-1**

職業又は業種　　**食品製造・販売**

責任者の氏名　　**経理部長　乙川　次郎**

担当者の氏名（電話番号）　**丙山三郎　03-1234-5678**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　相手方　相手方 １取引の　 １取引の | ⑴　氏名又は名称 | **XYZ　International　UK　Ltd.**所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差し支えない。譲渡人の氏名・法人名称を記入 |
| ⑵　住所又は所在地 | 　**U.K.** |
| ２　投資先の概要 | ⑴　名称及び所在地（該当分に○） |  イ　上記１に同じ　ロ　その他（具体的に記入すること。）原通貨（投資先が現地で資本金として登録している通貨）で記入。**ABC Food Inc.**譲り受けた株式の発行体の法人名称を記入**U.S.A.** |
| ⑵　資本金（取得後） | **US$ 12,000,000-**事前届出業種でないこと。本報告書の記入の手引８．（１）参照。 |
| ⑶　事業内容 | 食品加工業・取得（譲受契約）通貨と送金通貨が相違する場合、取得通貨で記入。・時価が10億円相当額未満の場合は報告不要。――報告書の提出要否判定の際に、外貨建ての取得価格を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」（取得日の適用レート）を用いること。 |
| ３　取得の時期等 | ⑴　取得する証券 | 取得の対価 | **￡ 11,500,000-** |
| 種　　　　　 類（該当分に○） |  イ　株式・出資の持分 | ・設立・増資・発行済 |
|  ロ　社債（普通・転換） |
|  ハ　その他（具体的に記入すること。） |
| ⑵　取得年月日 | **○年○月○日**分割送金の場合の記入例：「○年○月○日から○年○月○日まで」 もしくは「○年○月○日、○年○月○日」 |
| ⑶　支払年月日 | **○年○月○日** |
| ４　その他の事項 |  |

（記入要領）

　１　西暦により記入すること。

　２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

　３　「１　取引の相手方」欄中「⑵　住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。

　４　「２　投資先の概要」欄中「⑴　名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「⑵　資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「⑶　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。

　５　「３　取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。

６　「３　取得の時期等」欄中「⑵　取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。

７　「４　その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10％以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。

　８　一括して報告をする場合は、２通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

 (日本産業規格Ａ４)

**「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」の記入の手引**

**１．報告を要する者**

次に該当する外国法人が発行する証券（株式、出資の持分等）を非居住者＜注1＞から取得（新規に発行された証券の取得を含む）した居住者。ただし、その時価が10億円相当額未満＜注2＞の場合、又は証券の貸借取引（借入、貸付の回収）の場合は報告不要です。

（１）報告者の出資比率が10％以上の外国法人

（２）報告者と報告者の100％出資の子会社との出資比率の合計が10％以上の外国法人

――　報告者が外国法人に対し直接出資していない場合は（２）には該当しません。

＜注1＞居住者から譲り受けた場合は、報告不要です。

＜注2＞時価の算出が困難な場合は簿価により報告の要否を判断して差し支えありません。

**２．報告の根拠となる法令条文**

報告省令第10条第1項・同4項

**３．報告書の提出先と照会先**

（１）提出先（窓口の場合）：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ　50番窓口

（郵送の場合）：〒103-8660　日本郵便株式会社　日本橋郵便局私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

（２）本報告書に関する照会先：国際局国際収支課外為法手続グループ

TEL　03-3277-2107

**４．報告書の提出期限**

（１）個別取引の報告者：証券を取得した日又は取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内

──　20日目にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。

（２）月中取引の一括報告者（下記７．（８）参照）：当該月の翌月20日

──　提出期限が休日の場合は、休日の前日まで。

　　なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

**５．提出部数**

1部

**６．報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート**

外貨建の取得金額を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」（取得日の適用レート）を用いて下さい。

**７．記入の方法と留意点**

――　報告書下部の記入要領および記入例も併せてご確認下さい。

（１）「報告年月日」欄

西暦により記入して下さい。日付は日本銀行に提出する日（郵送の場合は発送日）として下さい。

（２）「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）の氏名を記入して下さい。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問いません。

（３）「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ．担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入して下さい。

ロ．電話番号は、できるだけ直通番号を記入して下さい。代表番号の場合は、内線番号、担当部署を補記して下さい。

（４）「1　取引の相手方」欄

「（2）住所又は所在地」には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差し支えありません。

（５）「2　投資先の概要」欄

イ．「（1）名称及び所在地」には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差し支えありません。

ロ．「（2）資本金」には、原通貨（投資先が現地で資本金として登録している通貨）をもって記入して下さい。

ハ．「（3）事業内容」には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入して下さい。

（６）「3　取得の時期等」欄

イ．「取得の対価」は、取得通貨で記入して下さい（送金通貨ではありません）。

ロ．「（2）取得年月日」には、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しません。

（７）「4　その他の事項」欄

資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。）及び④事業内容を記入して下さい。

（８）報告省令第10条第4項に基づき、一括して報告する場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しません。なお、一括して報告することができるのは、銀行等及び金融商品取引業者に限られます。

**８．その他留意点**

（１）事前の届出が必要な場合

対外直接投資に該当する証券の取得であって、投資先の外国法人の業種が次の1)～5)に該当する場合は、本報告書ではなく、金額が10億円相当額未満であっても「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」による事前届出が必要です。

1) 漁業（水産動植物の採捕事業）

2) 皮革または皮革製品製造業

3) 武器の製造業

4) 武器製造関連設備の製造業

5) 麻薬等の製造業

（２）「証券の取得又は譲渡に関する報告書」による報告が必要な場合

居住者による非居住者からの証券の取得であって、上記１．（１）、（２）に該当しないものは、本報告書ではなく、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」により報告して下さい。詳細は、同報告書の記入の手引をご確認下さい。

（３）証券を非居住者に譲渡した場合の報告

本報告により取得した証券を非居住者に譲渡した場合は、譲渡の日又は譲渡に係る支払等を行った日のいずれか遅い日から20日以内に「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」を提出して下さい。詳細は、同報告書の記入の手引をご確認下さい。

（４）海外支店等の取引について

報告者の海外支店等が非居住者から対外直接投資に該当する証券取得を行った際に、本報告の対象となる場合があります。詳細は、日本銀行ホームページ「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答（資本取引編）」をご確認下さい。